（宛先）大津市長

家屋敷課税該当・非該当申告書

　 下記の質問に回答してください。（**令和５年１月１日時点の状況**で、あてはまる**□**にチェック）

（１）令和５年１月１日時点で大津市に住んでいましたか？

**□**　住んでいた　**□**　住んでいない

（２）住所地で令和５年度市町村民税・都道府県民税は課税されていますか？

**□**　課税されていない（非課税）　**□**　課税されている

（３）大津市内の住宅は、あなた自身がいつでも居住できる状態ですか？

**□**　下記の理由で居住できない。　**□** いつでも居住できる。※

　　　　　　　　＜居住できない理由＞　　　　　　　※ 水道・ガス・電気等の開通状況は問わない

**□**屋根や壁が抜け落ち住めない

**□**家族以外の他人に貸し付ける目的で所有している (契約書の写しの提出が必要)

**□**販売目的で仲介業者などに管理を委託している (契約書の写しの提出が必要)

家屋敷課税に該当しません。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　家屋敷課税に該当します。

調査対象の住宅は、上記のとおり、家屋敷課税に　**□**該当しません。**□**該当します。（**どちらかにチェック**）

**＜提出書類＞**

本紙に次の書類を添付のうえご提出ください。

【全員】

・**ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ**（**両面**）**の写し**

※ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞをお持ちでない方は、**ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ通知ｶｰﾄﾞまたはﾏｲﾅﾝﾊﾞｰが記載されている住民票の写し+本人確認書類（免許証等）の写し**

【対象者のみ】

・貸し付け、または販売に関する**契約書の写し**

なお、「該当します。」にチェックされた方は、12月以降に市民税・県民税の均等割5,800円の通知書が送付されますのでお支払いください。

令和　　　年　　　月　　　日

住所

氏名

生年月日　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

マイナンバー

電話番号